

生活保護基準引き下げ違憲

北陸で初の提訴

石川県金沢市に住む
50～70代の男性4人が
15日、生活保護基準の
引き下げは違憲だとし
て、国と同市を取り消
しを求める訴訟を金沢
地方裁判所に起こしま
した。弁護団事務局に



提訴後に記者会見を開き、裁判への決意を語る原告と弁護団=15日、石川県金沢市

よると、全国8地裁目
で、北陸では初の提
訴。

原告らは、基準引き
下げ撤回を求めて県に
審査請求しましたが、

いれども却下されまし
た。裁判では、引き下
げ処分をした市に対し
処分の取り消し、国に
対し1人25万円の慰謝
料を求めています。

弁護団事務局長の徳

田隆裕弁護士は記者会
見で、「保護基準引き
下げの根拠とされた物
価指数は、電化製品の
物価下落を過大に評価
するなど、保護世帯の

消費実態とかけ離れて
いる」と指摘。憲法25
条が定める理念を掲
げ、訴訟をたたかうと
述べました。

原告の70代の男性は
「基準の引き下げは、
最低賃金などで社会全
体へ波及する。それを
止めるためにもたたか
いたい」と表明。60代
の男性は、「もともと生
きていくぎりぎりの基
準が下がり、このまま
ではやっていけない。
何としても撤回させた
い」と訴えました。